

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日)
たるときは、そ
の翌日

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更(二件)(市町村振興課)

生活保護法による指定医療機関の指定の辞退(福祉保健課)

身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

身体障害者福祉法による更生医療機関の指定()

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示の失効(経営流通課)

第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
(労政能力開発課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

土地区画整理法による換地処分(二件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了()

河川予定地の指定(河川課)

◇ 選 管 告 示 個人演説会等を開催することができる施設の指定

◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(経営流通課)

公募型指名競争入札の実施(二件)(管理課)

土地収用法による審理の開始(収用委員会)

告 示

鳥取県告示第六百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業(第二十二工区)の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成八年八月一日現在の地番による。)
若葉台北四丁目	若葉台北四丁目の全域
生山字水堤	生山字水堤三六二の二、三六三の二、三六四の二、五四七の二から五四七の四まで、五四七の六から五四七の八まで、五四八、五四九の一、五四九の四、五五〇の一、五五一の一、五五一の四、五五一の五、五五一の八、五五二の二、五五二の二から五五二の二三まで及びこれらと一体をなす国有地
生山字水堤	生山字池ノ平五四二の四、五四二の五
生山字水堤	生山字水堤のうち三六二の二、三六三の二、三六四の二、五四七の二から五四七の四まで、五四七の六から五四七の八まで、五四八、

生山字池ノ平	生山字池ノ平のうち五四二の四、五四二の五以外の区域
--------	---------------------------

鳥取県告示第六百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二三條第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業（第二十二工区）の宅地の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成八年八月一日現在の地番による。）
若葉台北四丁目	若葉台北四丁目の全域
生山字芋谷	生山字芋谷五三六の四、五三六の五、五三七の一、五三七の三、五三九の二、五三九の三、五四〇の一、五四〇の三
生山字池ノ平	生山字池ノ平五四二の二、五四二の三
生山字水堤	生山字水堤五四九の二
生山字芋谷のうち五三六の四、五三六の五、五三七の一、五三七の三、五三九の二、五三九の三、五四〇の一、五四〇の三以外の区域	

生山字池ノ平	生山字池ノ平のうち五四二の二、五四二の三以外の区域
生山字水堤	生山字水堤のうち五四九の二以外の区域

鳥取県告示第六百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十一条の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があつたので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条の規定により次のとおり告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
木鳥薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	平成八年九月十四日

鳥取県告示第六百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳 神 経 小 児 科	肢体不自由	前 岡 幸 憲	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院

脳神経科	〃	古和久典	〃
整形外科	〃	西孝之	倉吉市瀬崎町二七一四―一 野島病院
神経内科	〃	粟木悦子	境港市米川町四四 境港総合病院
外科	小腸機能障害	丸山茂樹	〃
泌尿器科	じん臓機能障害、 ぼうこう又は直腸 機能障害	小野孝司	〃
内科	呼吸器機能障害、 小腸機能障害	鴨井隆一	倉吉市瀬崎町二七一四―一 野島病院
〃	心臓機能障害、 じん臓機能障害、 呼吸器機能障害	宮崎聡	〃
内科、呼吸器科、消化器科、循環器科	心臓機能障害、 じん臓機能障害、 呼吸器機能障害	松下公紀	鳥取市雲山一三三―一 松下内科医院

鳥取県告示第六百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関を指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人真誠会	米子市河崎 五八〇	訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎 五九〇―二	平成八年 十月一日
社会福祉法人養寿会	境港市誠道町 二〇八三	いなば幸朋苑訪問看護 ステーション	鳥取市浜坂 二二二八―一	〃

鳥取県告示第六百九十一号

次の届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第二項の公示は、その効力を失ったので、同条第五項の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
太平実業株式会社	太平ビル東館・西館	鳥取市栄町七〇一

鳥取県告示第六百九十二号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

- 一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。
- 二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。
- 三 推薦手続
 - 1 労働組合は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
 - 2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。
- 四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。
- 五 推薦期間

平成八年十月八日から同月十八日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 様

事務所所在地

（電話番号）

労働組合名

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次のものを推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属 組合の名称及び その地位	労働者の所属 職種の名称及び その地位	経 歴	備 考

（注）「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第六百九十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ葵谷迄九四一の五・九四一の三五八から九四一の三六三まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため。

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地

域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月十九日 鳥取県指令倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東郷町大字門田字鯨

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目六三二一

住宅流通サービス株式会社

代表取締役 金澤 泰治

鳥取県告示第六百九十七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県鳥取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次の河川に係る岩美郡福部村大字細川の地域内の土地のうち別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（別紙図面は、省略する。）

二級河川塩見川水系塩見川 左岸 岩美郡福部村大字細川字高濱九二〇―四九から同郡同村同大字同字一三二二二まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

施設の名 称	所 在 地
桜ヶ瀬会館	日野郡日南町多里七八二―二

公 出

平成8年度第2四半期（7月～9月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成8年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成8年度第2四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合 計
件 数	0	0	3	0	3

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 2 平成8年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のも	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合計
件数	3	1	2	0	0	6

県立ワラワパーク新築工事（展望回廊建築）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立ワラワパーク新築工事（展望回廊建築）
- (2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田及び岸本町小野並びに日野郡溝口町字代）
- (3) 工事内容
 - ア 本施設は、起伏のある広大な敷地の中央に位置し、自然の中で平らな円形回廊より園内の自然や植物を望むことのできる円形展望回廊である。
 - イ 地上部は、鉄骨造で地盤面より床面までが最高部では約27メートル、床及び屋根を支える柱は主に中空のP Sコンクリートで、一部分がコンクリート造の角形トンネルとなっている。

ウ 同時施工となる造成、造園工事、今後発注予定の別棟建築工事等と重複するため、綿密な相互間の仮設・安全・施工計画等を立て互いに協調を図る必要がある。エ また、本工事に付帯する設備工事相互間について、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。

- (4) 工事の規模、構造等

面積	通路面積	約 3,505㎡
回廊	曲線部	約 946m
	鉄骨造	約 47m
	鉄筋コンクリート造	約 132m
基礎	直線部	約 132m
屋根	杭基礎、直接基礎	
	シート防水、ガラス及びコンクリート	

(5) 工 期 平成8年12月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年9月30日まで（予定）

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者
 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。
 - イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の3者による自主結成とし、県外に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する本店をいう。以下同じ。）を有する者1者と県内に本店を有する者2者による組み合わせとする。
 - ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であること。
 - エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

<p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(オ) 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(カ) 昭和62年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000平方メートル以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 昭和62年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000平方メートル以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者</p> <p>(ク) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>	<p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(オ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者をそれぞれ1名当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 建築工事(新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成8年10月8日(火)から同月22日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p>
---	---

<p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成8年10月8日(火)から同月22日(火)までの日〔日曜日等〕を除く。〕の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>	<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 県立フラワーパーク新築工事(レストラン、管理棟他建築)</p> <p>(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田及び岸本町小野並びに日野郡溝口町字代</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本施設は、フラワーパークの管理・エネルギーセンターの機能及び大山や園内が眺望できるレストラン部門を併せ持つである。</p> <p>イ 管理・エネルギーセンターは主体構造が、鉄筋コンクリート造一部屋根面が鉄骨造となっており、レストラン部分は鉄骨造で一部が傾斜面に張り出している。</p> <p>ウ 本工事は、同時施工となる造成、造園工事、今後発注予定の別棟建築工事等と重視するため、綿密な相互間の仮設・安全・施工計画等を立て互いに協調を図る必要がある。</p> <p>エ また、本工事に付帯する設備工事相互間について、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。</p> <p>(4) 工事の規模、構造等</p> <table border="1" data-bbox="638 1232 798 1792"> <tr> <td>構 造</td> <td>鉄筋コンクリート造及び鉄骨造</td> <td>平屋建</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>建築面積</td> <td>約 1,895㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ床面積</td> <td>約 1,771㎡</td> </tr> </table> <p>基 礎 杭基礎</p> <p>屋 根 アスファルト防水及びステンレスシーム溶接</p> <p>外 壁 コンクリート打放し及びコンクリート打放し骨材コテ塗り</p> <p>付属棟 電気室 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>延べ床面積 約 74㎡</p> <p>本工事に付帯する工事</p> <p>電気設備工事及び機械設備工事</p> <p>(5) 工 期 平成8年12月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年6月30日まで(予定)</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者</p>	構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	平屋建	面 積	建築面積	約 1,895㎡		延べ床面積	約 1,771㎡
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	平屋建								
面 積	建築面積	約 1,895㎡								
	延べ床面積	約 1,771㎡								

県立フラワーパーク新築工事(レストラン、管理棟他建築)について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。
 - イ 共同企業体の結成は(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する本店を有する者による組み合わせとする。
 - ウ 構成員の出資比率は10分の3以上であることとする。
 - エ 共同企業体の代表者は、(2)アの要件をすべて満たす者であって、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する要件
 - ア 代表者となる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。
 - ハ 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。
 - ニ 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ホ 昭和62年度以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積1,000平方メートル以上の建築工事（新築又は増築工事に限る。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(ウ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 建築業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者
 - ② 延べ床面積1,000平方メートル以上の建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者
 - (キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - イ 代表者以外の者
 - ロ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - ハ 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。
 - ニ 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。
 - ホ 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ヘ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 建築業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者
 - ② 建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者
 - (ク) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 3 技術資料等の作成及び提出
 技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。
- (1) 技術資料作成要領の交付

<p>ア 交付期間 平成8年10月8日(火)から同月22日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という)を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成8年10月8日(火)から同月22日(火)までの日(日曜日等を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>	<p>を開始する。</p> <p>平成8年10月8日</p> <p>鳥取県収用委員会会長 田 中 肇 篤</p> <p>1 期日 平成8年10月15日(火)午後2時</p> <p>2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二執行部控室</p> <p>3 件名 一級河川千代川水系千代川改修工事(八日市堤防)</p>
<p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定のに基づき、次のとおり審理</p>	